

居宅介護支援センター
バーデンライフ山北

居宅介護支援 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人静友会が開設する居宅介護支援センターバーデンライフ山北（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して指定居宅介護支援を行う
- 2 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うものとする。
- 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 5 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 居宅介護支援センターバーデンライフ山北
- (2) 所在地 足柄上郡山北町山北202番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者（主任介護支援専門員） 1名（常勤 兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 介護支援専門員 1名（常勤 兼務）
名（常勤・専従）
介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画を作成する

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日は営業する。
ただし、12月29日から1月3日は除く。）
- (2) 営業時間 午前8時 分から午後5時 分までとする。
ただし、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

- 第6条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止を行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行うものとし、その内容は、次のとおりとする。
- 1 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる
- 2 課題分析方式は、事業所独自の方式とする
- 3 利用者が居宅サービス計画に基づくサービス等が受けられるよう指定居宅サ

- サービス事業者等との連絡調整を行う
- 4 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該居宅サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める
 - 5 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する
 - 6 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する
 - 7 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う
- 2 指定居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担金は無料とする。
- 3 次条に規定する 通常の事業実施地域 を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、公共交通機関の実費分を徴収するものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域範囲外から1kmあたり50円とする。
- 4 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業実施地域は、次に掲げる地域とします。

山北町 (2) 松田町 (3) 開成町 (4) 大井町 (5) 南足柄市
(6) 小田原市

(事故発生時の対応)

第 8 条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合

は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行う。その記録は、 年間保存する。

感染症予防、まん延防止の対策

第 9 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 1 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための検討委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 事業所は、介護支援専門員に対して、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 10 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- 1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を介護支援専門員に通知徹底を図る。
- 2 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 年 回以上 開催する。
- 3 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 事業所は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「(業務継続計画)という。」を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- 1 事業所は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(損害賠償)

第 条 利用者に対する居宅介護支援の提供において、事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第1 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

その他運営に関する重要事項)

第 条 事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人静友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は、平成1 年 月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成1 年 月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年4月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
-) 附 則 この規程は、平成21年12月1日から施行する。(特定事業所加算関係)
-) 附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 地域区分、加算の改定
-) 附 則 この規程は、平成25年2月1日から施行する。(実施地域の変更)
-) 附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
-) 附 則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。(居宅介護支援費加算改定)
-) 附 則 この規程は、平成27年5月1日から施行する。(加算改定)
- 附 則 この規程は、平成2 年 月1日から施行する。(実施地域の変更)
- 附 則 この規程は、平成2 年 月1日から施行する。(営業時間の変更)
- 附 則 この規程は、平成28年7月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
- 定) 附 則 この規程は、平成28年7月1日から施行する。(苦情受付担当者変更)

-) 附 則 この規程は、平成28年8月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
-) 附 則 この規程は、平成28年 月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
-) 附 則 この規程は、平成28年10月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
-) 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(苦情受付担当者変更)
- 附 則 この規程は、平成30年2月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
- 附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)
- 附 則 この規程は、平成30年6月1日から施行する。(理事長変更の改定)
- 附 則 この規程は、令和5年10月1日から施行する。(第9・10・11条の追加)
- 附 則 この規程は、令和 年4月1日から施行する。(居宅介護支援費の改定)

■

別表

居宅介護支援 料金表

1. 居宅介護支援費(1月につき)

居宅介護支援費		要介護1～要介護2	要介護3～要介護5	摘 要
居宅介護支援費(I)	単 位	1,086単位	1,411単位	45件未満
	金 額	11,088円	14,406円	
居宅介護支援費(II)	単 位	544単位	704単位	45件以上60件未満
	金 額	5,554円	7,187円	
居宅介護支援費(III)	単 位	326単位	422単位	60件以上
	金 額	3,328円	4,308円	

2. 加算

加 算 名	単 位	金 額	摘 要
初回加算	300単位	3,063円	初回月のみ
入院情報連携加算(I)	250単位	2,552円	1月につき1回
入院情報連携加算(II)	200単位	2,042円	〃
退院・退所加算 連携1回	450単位	4,594円	カンファレンス参加無し
	600単位	6,126円	カンファレンス参加有り
退院・退所加算 連携2回	600単位	6,126円	カンファレンス参加無し
	750単位	7,657円	カンファレンス参加有り
退院・退所加算 連携3回	×	×	カンファレンス参加無し

	900単位	9,189円	カンファレンス参加有り
通院時情報連携加算	50単位	510円	1月につき1回
居宅支援特定事業所加算Ⅲ	323単位	3,297円	1月につき
ターミナルケアマネージメント加算	400単位	4,084円	1月につき
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,042円	1月につき2回

- ※1. 居宅介護支援に関する上記のサービス利用料金は、事業所が介護保険からサービス利用料を給付される場合、利用者の自己負担金はありません。
- ※2. 利用料金は、山北町の地域区分が『7級地』の地域のため、1単位当たり10.21円として算定します。
- ※3. 通常の事業実施地域以外にお住まいの方が、当事業所のサービスをご利用される場合は、別途、交通費が必要となります。